

衛生診断：鋳物工場等〔新規じん肺発症〕

環境・健康

当社の労働衛生コンサルタントが、新たにじん肺の有所見者が発生した4事業所について、労働災害特別安全衛生診断事業の衛生診断を行なったところ、新規じん肺有所見者の作業場でのB測定（最も高濃度となると思われる作業位置での測定）の最近5回の結果は、第1管理区分が8割を占めていました。

上記4事業所での作業環境測定から考えられる、作業環境測定結果が「第1管理区分」でのじん肺発症の要因について、下記の表に示しました。じん肺などの職業性疾病を予防するには、作業環境測定だけでは不十分であり、個人ばく露モニタリングなどにより、作業環境測定を補完する必要があります。

作業環境「第1管理区分」でのじん肺発症の要因

特性	要因	備考
1.作業環境濃度の測定（場の測定）	・作業環境測定に反映されにくい局所的な粉じんばく露	・作業環境測定はばく露濃度の測定ではない
2.定常作業時に測定	・トラブル時の設備内立入時の粉じんばく露（日常的、頻繁）	・トラブル時の作業など非定常作業は測定の対象外
3.測定の時間的制約	・測定とタイミングが合わない間けつ作業などでの粉じんばく露	・1単位作業場測定時間：1時間以上（通常1時間）
4.各測定点が固定	・自動化生産ラインでの、同一作業者の複数の単位作業場での粉じんばく露（累積ばく露）	・各A測定点は固定、B測定点は状況によって作業者ととも移動（当社）

kes サポート

課題	kes サポート
作業環境の管理状況の調査	作業環境測定
有害物質の体外ばく露状況の調査	個人ばく露モニタリング
作業環境への有害物質の発散抑制	局所排気装置等の定期自主検査 排・換気設備の改善・設置
衛生診断、リスクアセスメント	作業環境測定、健康診断結果等に基づく衛生診断 リスクアセスメントの実施
衛生意識の向上	労働衛生教育